解雇手当支給ノ要求ニ就テ数次ニ亘リ折衝モ行ヒタルモ解決ヲ
見ルニ至ラズ先ニ労資双方ヨリ内々ニ解決ノ方法ヲ依頼セラレ居リシ
所轄警察署ニ於テ斡旋ノ労ヲ執リ一月十六日双方ヲ会署セシメ
折衝シ折衝セシメタル結果左記ノ通リ協定成立シタルヲ以テ
円満解決ヲ見タリ
一、工場主ハ工場整理ノ為職工十名ヲ解雇スルコト
一、工場閉鎖ニ伴フ残余二十四名ハ引続キ豊洲社ニ於テ
一割減トシテ継業スルコト
一、工場主ハ解雇者ニ対シ一ケ月分ノ手当ヲ支給スルコト
一、争議費用トシテ金一封（金二十円）ヲ支給スルコト
（五）四中高宮工場（天窓紫壁製造）（一、七―一、一七）
所在地　本所区太平町一ノ一

労働者、　三六名
参加者　全員　中野支部二四名
争議経過
事業主ハ財界不況ノ為メ事業ノ見込立タズ工場ヲ廃止スルノ止ム
ナキ状態ニ至リタルタメ使用者ト協議ノ上他職ヲ求メシモ
五万円ノ負債ヲ残シテ現在ノ作業ニ従事セル職工二十四名ヲ引続キ
使用シ他ノ十二名ハ解雇手当十四日分ヲ支給シテ解雇スルコトニ決シ
一月七日使用者代表村上某ヲ会勝ニ通告シタル
要求条件
一、解雇手当十四日分ノ外更ニ勤続一年ニ対シ十四日分ヲ加給
セラレタシ
一、解雇者ハ六名ニ止メラレタシ
一、従業員トシテ失業ニ入ルモノ双方協議ノ結果ヲ持シ

財團法人 協調會